

平成24年度
与謝野町財政援助団体等監査報告書

平成24年11月

与謝野町監査委員

24 与 監 第 36 号

平成 24 年 11 月 13 日

与謝野町長 太 田 貴 美 様

与謝野町監査委員 足 立 正 人

与謝野町監査委員 糸 井 満 雄

平成 24 年度財政援助団体等監査報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、この結果報告書を同法第 199 条第 9 項の規定により提出します。

平成24年度財政援助団体等監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査(公の施設指定管理者監査)

2 監査の対象 財政援助団体 社会福祉法人 与謝郡福祉会
所 管 課 福祉課

指定管理者 社会福祉法人 北星会
(与謝デイサービスセンター及び与謝在宅介護支援センター)
所 管 課 福祉課

3 監査の種類 財政援助団体監査等 公の施設指定管理者監査

4 監査の範囲 平成23年度に執行された公の施設等に係る出納及び業務実施状況等(社会福祉法人軽減補助金、老人福祉施設建設費借入金償還事業費補助金等)

5 監査の実施日時・場所 平成24年11月8日(木)

(1) 社会福祉法人 与謝郡福祉会(場所 岩滝あじさい苑)
午前9時30分～午前10時20分

(2) 社会福祉法人 北星会(場所 与謝の園)
午前10時50分～午前11時40分

6 監査の主眼及び実施方法

公の施設等に係る出納その他の事務が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、所管課、指定管理者等の関係書類の検査及び所管課長等、指定管理者等から説明の聴取を行った。

7 監査結果

(1) 財政援助団体 社会福祉法人 与謝郡福祉会
補助金に係る出納その他の事務は適正に処理されており、特に問題はなかった。

(2) 指定管理者 社会福祉法人 北星会(与謝デイサービスセンター及び与謝在宅介護支援センター)
公の施設に係る管理は適正に処理されており、特に問題はなかった。